

## 意見書

平成20年11月6日  
木内 里美

昨日の議事において、犯罪の取締り及び権利利益の保護・救済の段で、他の委員から発言のあった不安要素に対する保護救済についてコメントします。

発言は「安心の受け皿」のことと理解しましたが、これについては政府の仕事ではないと拒絶されてしまうと、サイバー犯罪に対する安心・安全の担保がなくなり相当な不安を国民に与えるのではないかと危惧するところがあります。

先の会議で私が「Google Street Viewについて、即座に規制に入っている国があるが、我が国ではどこが所管で、どういう手順で判断がされるのか？」と質問をしたことと同質ではないかと思えます。

現状での犯罪性はなくとも、犯罪に結びつくかもしれない漠然とした不安に対し、カナダではプライバシー委員会委員長が問題を指摘し文書を送付したことによって導入が見送られているようです。

EUではデータ保護監視局が懸念を表明、日本でも町田市議会が地域安全に関する意見書を採択し、都や国に規制を求めていると報じられています。

総務省消費者行政課が受け止めているようですが、国民の多くが「嫌悪感」、「不快感」、「不安感」を抱くようなものに対して、民間ベースで解決して下さいというわけにもいかないと思えます。

これから様々なサービスや懸念材料が出てくると思われますが、規制するかどうかは別にしてサイバー空間で展開される不安に対する政府の受け皿は必要であろうと考えます。